

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

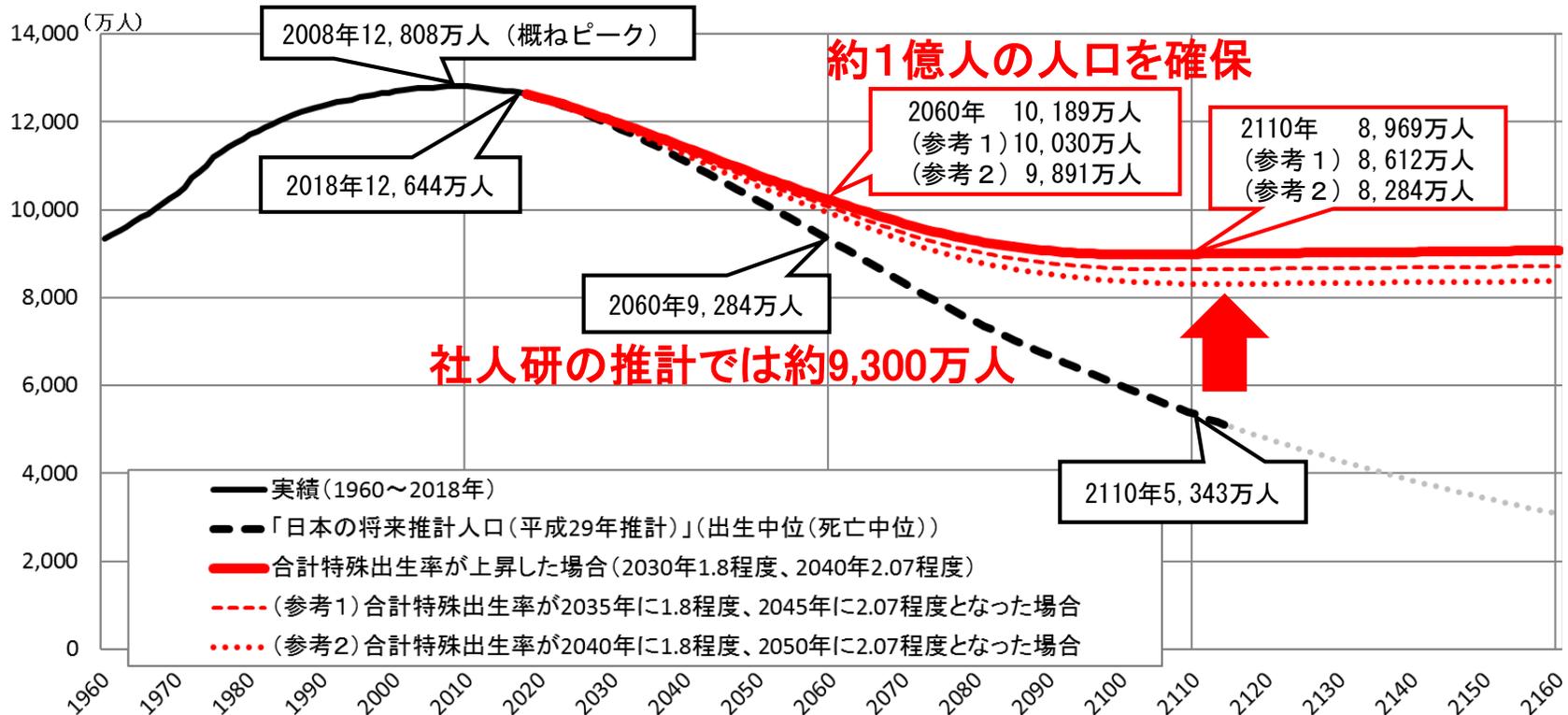
（概要）

令和2年1月23日

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

- 社人研の推計^(注1)によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇^(注2)すると、2060年は約1億人の人口を確保。
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

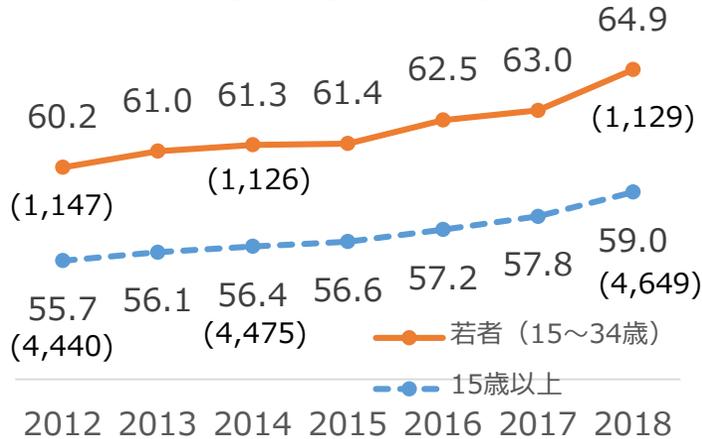
(注3) 実績（2018年までの人口）は、総務省「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

第2期「総合戦略」 <第1期の成果と課題>

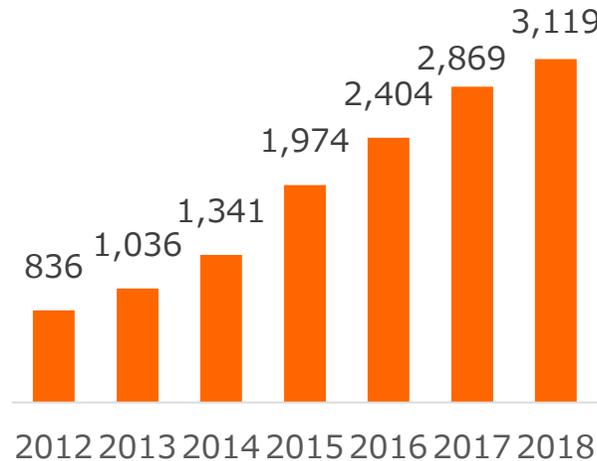
- 地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は一貫して増加傾向にあるなど、しごとの創生に関しては、一定の成果が見られる。
- 一方、東京圏への転入超過は、2020年の均衡目標に対し、2018年は13.6万人となっている。景気回復が続く中、バブル崩壊後のピークの15.5万人（2007年）より下回っているが、地方創生がスタートした2014年からは一貫して増加しており、更なる取組が必要。

地方の若者の就業率 (%)

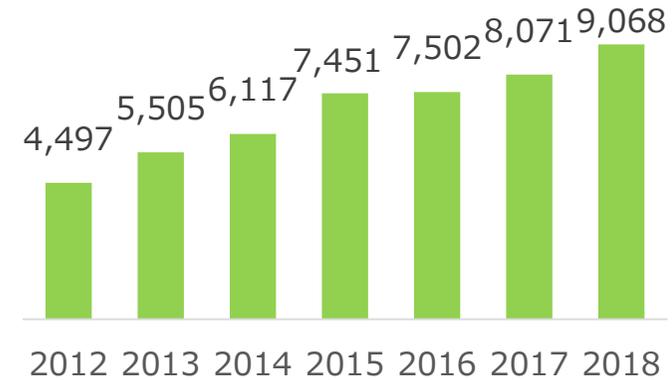
※括弧内は就業者数 (万人)



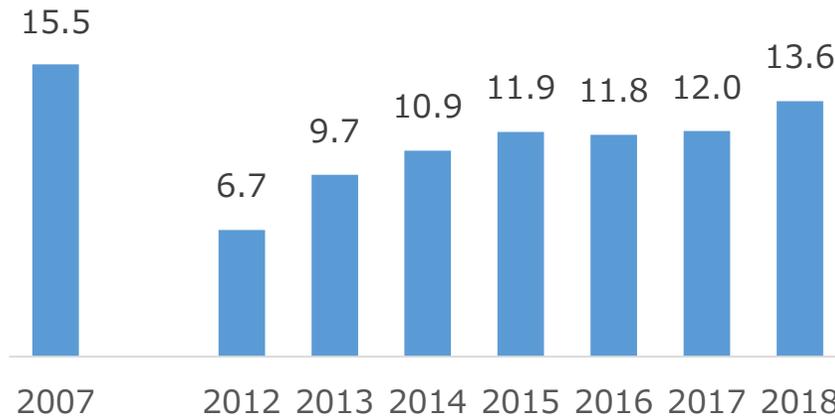
訪日外国人旅行者数 (万人)



農林水産物・食品輸出額 (億円)



東京圏への転入超過数 (万人)



＜課題＞

人口減少

東京圏への
一極集中



- 地方において地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小。更に、人口減少を加速させ負の連鎖に。
- 「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難に。



- 首都直下地震などの巨大災害による被害が大きなものに。

＜地方創生の目指すべき将来＞

⇒『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

魅力を育み、ひとが集う

地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」の是正

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

①地方への移住・定着の促進



②地方とのつながりを強化

- ・関係人口の創出・拡大
- ・企業版ふるさと納税の拡充

地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

①多様な人材の活躍を推進する

- ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 等

②新しい時代の流れを力にする

- ・地域におけるSociety 5.0の推進 等

第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

目指すべき将来

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○専門人材の確保・育成

○安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○地方移住の推進
○若者の修学・就業による地方への定着の推進

○地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○関係人口の創出・拡大
○地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）等

○結婚・出産・子育ての支援
○仕事と子育ての両立

○地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める
割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3

○質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数、150団体
◆ 女性の就業率、82% 等

新しい時代の流れを力にする

○地域におけるSociety 5.0の推進
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件
○地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合60%

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子
育てに温かい社会の実
現に向かっていると考
える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○地方に住みたい希望の
実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

第2期の主な施策

政府関係機関の地方移転の推進

- 第2期においても、「政府関係機関移転基本方針」及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき、引き続き着実に推進。
- 2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

中央省庁

文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁について着実な取組を推進

- **文化庁**: テレビ会議システム等を活用し、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化
職員の住環境の確保等を含む、福利厚生への適切な配慮等、円滑な移転に向け準備
- **消費者庁**: 2020年度に徳島県における恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を発足
→モデルプロジェクト・政策研究等の推進により、消費者行政を更に進化させるとともに地方創生への貢献も目指す。

研究機関・研修機関等

23機関 50件

- 2017年4月に公表した「年次プラン」に基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を推進
- 取組の成果について新たな展開を図るとともに、必要に応じて地方創生推進交付金などの施策を通じて支援



■ フォローアップを引き続き進めるとともに、その結果を踏まえ、**2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。**

- **国の機関としての機能発揮**: テレビ会議などICTやサテライトオフィスの活用等、デジタル・ワークスタイルを確立

地方への移住・定着の促進

- 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援しており、現在、42道府県、1,140市町村で実施。
- **対象者や対象企業を拡大する運用の弾力化により、更なる移住を促進。**

主な変更点

対象者(移住希望者)

- 東京23区に在住又は通勤している期間「直近連続5年以上」から「**直近10年間で通算5年以上**」に変更

対象企業(就業先企業)

- 「**資本金10億円未満の企業**」に加えて、「**資本金概ね50億円までの企業で、知事が認める場合**」は対象とする
- 「**本店所在地が東京圏外にある法人**」に加えて、「**東京圏に本店があっても、東京圏外の勤務地限定型社員**」は対象とする

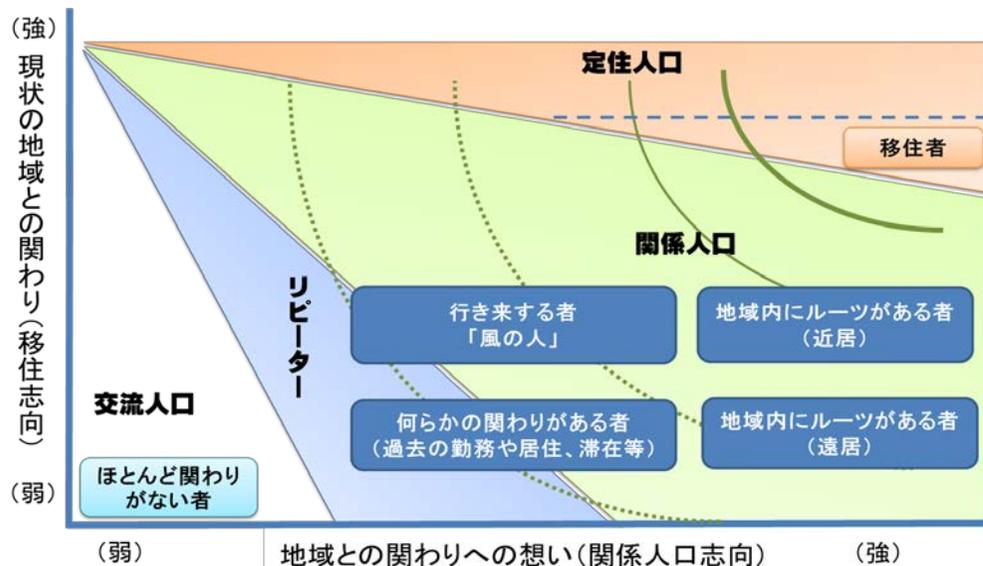


	地方 ^{※1} へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者 ^{※2} が移住)	
地方 ^{※1} での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象 ^{※3} とした中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方 ^{※1} での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

- ※1 東京圏の条件不利地域^{※4}を含む。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域^{※4}在住者を除く。
- ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。
- ※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

関係人口の創出・拡大

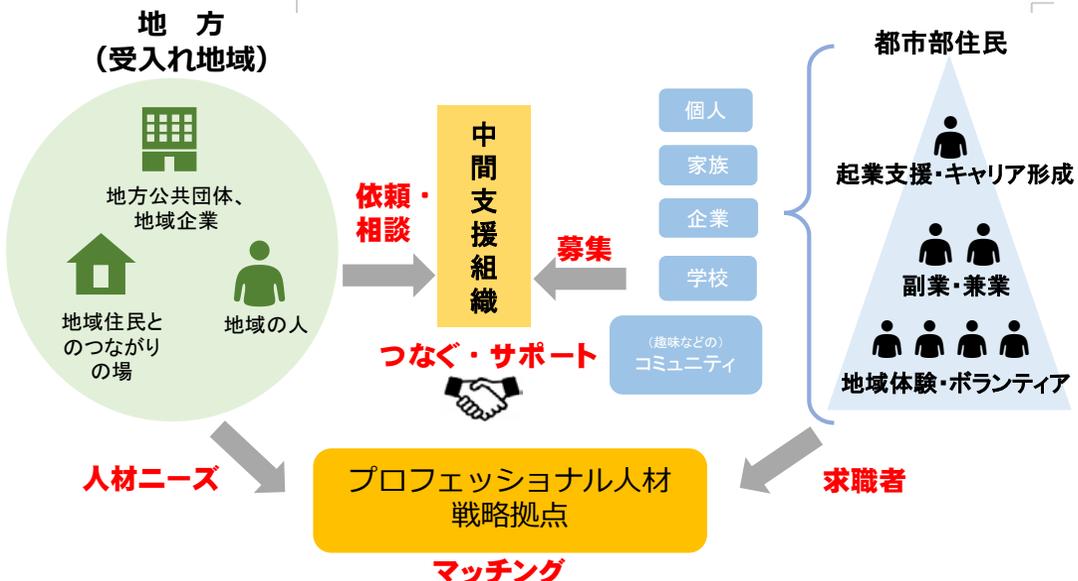
- 地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、関係省庁と連携し、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を目指す。



- 関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、
 - ・ 関係人口と地域との継続的な協働事業
 - ・ 関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体を支援



やすおか
 <長野県泰阜村>
 NPO法人等と協働し、山村留学等の「学びの事業」を積極的に提供することを通して再来訪を促し関係人口(ファン)をつくる。



- プロフェッショナル人材戦略拠点の体制を強化・倍増し、地域企業に対する、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを行う
- 関係人口を受け入れる地域へのアドバイスや、都市住民と地域ニーズのマッチングを行う中間支援組織等の活動を支援

企業版ふるさと納税の拡充

- 企業版ふるさと納税は、企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援するものであり、当該取組の実施を通じて、企業と地方公共団体のつながりをつくることことができる。
- 企業と地域のつながりを強化するため、企業・地方公共団体の意見等を踏まえ、制度の拡充等を令和2年度から実施。

企業

【課題】

- ・ 税の軽減効果が小さい。
- ・ 事業費が確定するまで寄附できない。

寄附

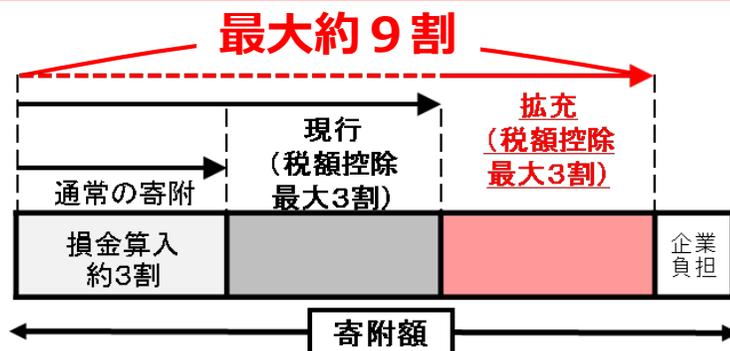
地方公共団体

【課題】

- ・ 手続きが煩雑である。
- ・ 補助金や交付金の地方負担分に寄附金を充当できない。
- ・ 企業に課題を共有する機会がない。

- ・ 税額控除割合を**現行の2倍**に拡大
税の軽減効果 **最大約6割**→**最大約9割**へ
- ・ 寄附時期の制限を緩和

- ・ 個別事業の認定から**包括的な認定**へ
- ・ 国の交付金・補助金活用事業も対象
- ・ 企業と自治体との**マッチング機会**を充実



まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

(1) 多様な人材の活躍を推進する

- 地域金融機関等が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、地域金融機関等が職業紹介事業者と連携して行う人材マッチング事業(地域人材支援事業)を支援する。
- 市町村への民間専門人材派遣を支援するため、ワンストップ窓口を設置し、民間企業等の派遣意向及び市町村の人材ニーズを把握し、情報を提供。

(2) 新しい時代の流れを力にする

① 地域におけるSociety 5.0の推進

- 地方公共団体のSociety5.0実現に向けた多様な取組を総合的に支援することで、地域におけるSociety5.0を早期に実現し、地方創生を深化させる。



② 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

- SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できることから、地方創生SDGsを実現し、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげる。